



令和 6 年度第 1 回東京都再犯防止推進協議会（令和 7 年 1 月 29 日）

神奈川県における再犯防止の取組

～刑務所出所者等就労支援事業について～

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課

＜刑務所出所者等就労支援事業：委託事業＞

- ① 刑務所出所者等への定着支援（平成28年度～）
- ② 協力雇用主等の開拓・育成（令和5年度～）

（参考）競争入札参加者資格認定における優遇措置（平成31年度～）

刑務所出所者等就労支援事業の目的（平成28年度～）

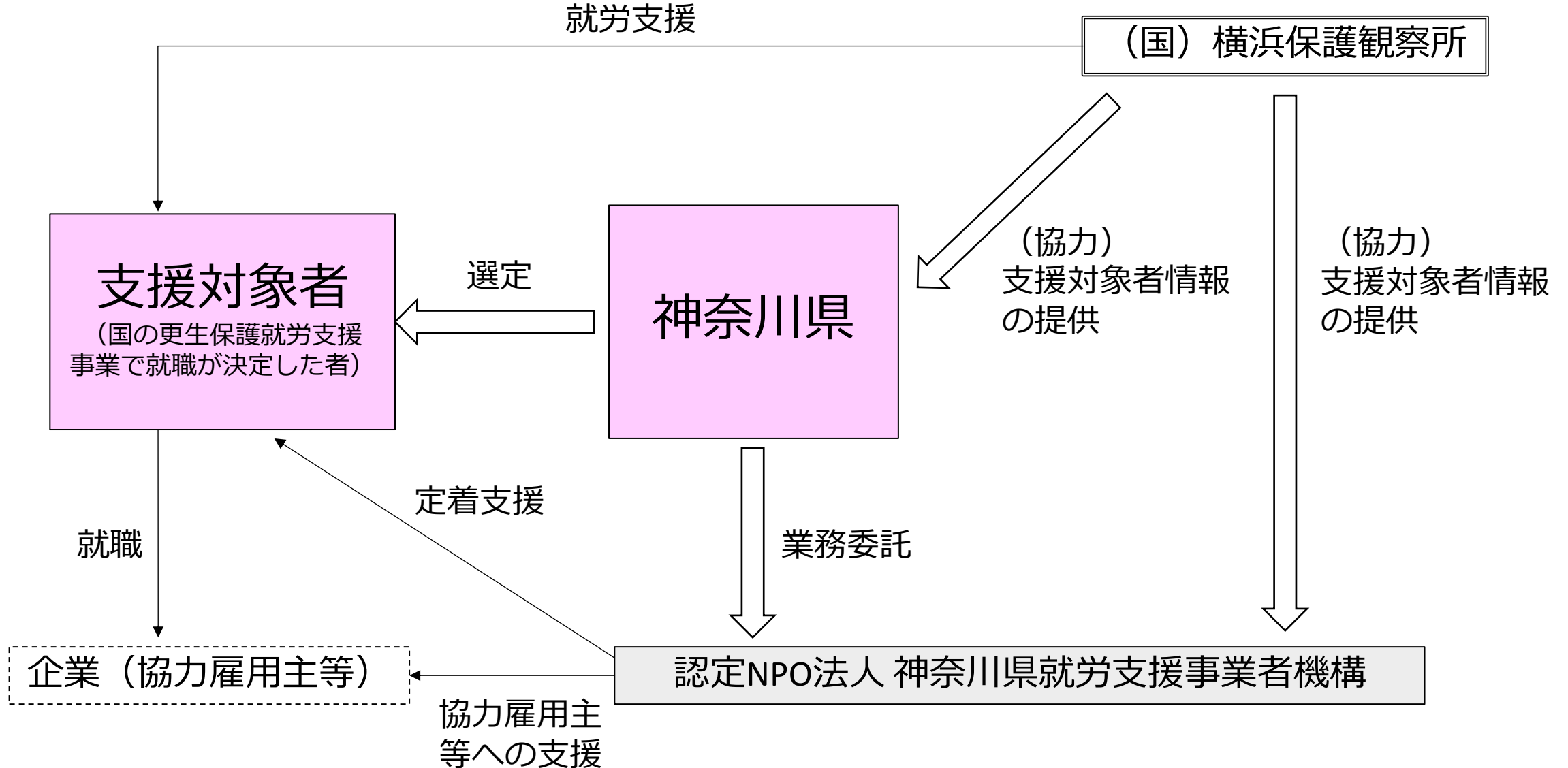
刑務所出所者等が経済的に自立し健全な社会復帰をすることを目指して、国が実施している「更生保護就労支援事業」で就職が決定した支援対象者に対して、職場定着に向けて継続かつきめ細やかな支援を行う。

（事業実施の背景）

国が実施している就労支援委託事業により就職した刑務所出所者等については、就職後の支援を行っていなかったため、すぐに離職してしまう者が多いという課題を抱えていた。

- ※ 国は令和2年度から職場定着支援事業を開始
【役割分担】 国→少年、県→成人

刑務所出所者等就労支援事業（定着支援）の実施体制



定着支援の内容①（対象：刑務所出所者等の支援対象者）

<支援期間>

支援対象者の就職日または、支援決定日から概ね3か月間

<支援内容>

- ・ 適切な就労態度等についての説明
- ・ 社会人としてのマナー・態度・他の職員とのコミュニケーションの方法、トラブル解決方法等に関する助言
- ・ 規則正しい生活、余暇の過ごし方等に関する助言 等

<支援方法>

面接や電話連絡等

定着支援の内容②（対象：協力雇用主等の企業）

<支援期間>

支援対象者の就職日または、支援決定日から概ね3か月間

※ 支援対象者と同期間

<支援内容>

- ・ 支援対象者の職業適性が認められる業務の掘り起こし、配置の変更、適切な業務配分の調整の助言
- ・ 業務上の指導方法に関する助言
- ・ トラブルやその予兆が認められた場合の改善方法等についての助言 等

<支援方法>

職場訪問等

アフターフォロー（対象：職場定着した支援対象者・雇用主）

<対応期間>

定着支援終了後、3か月を超えない期間

<対応内容>

定着支援を実施した支援対象者又は雇用した事業主の不安及び悩みの相談

※ 対象外：定着支援終了時と異なる雇用先に関する相談

<対応方法>

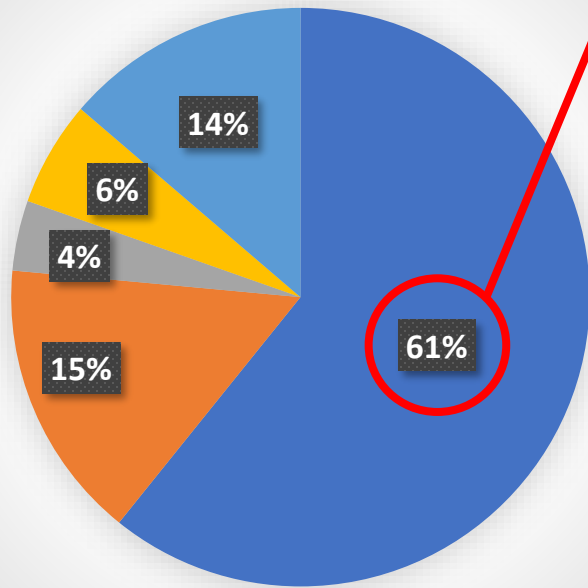
電話連絡等

定着支援実施結果（令和5年度）

定着支援実績

支援対象者 52名、雇用主 52社（支援回数：計565回）

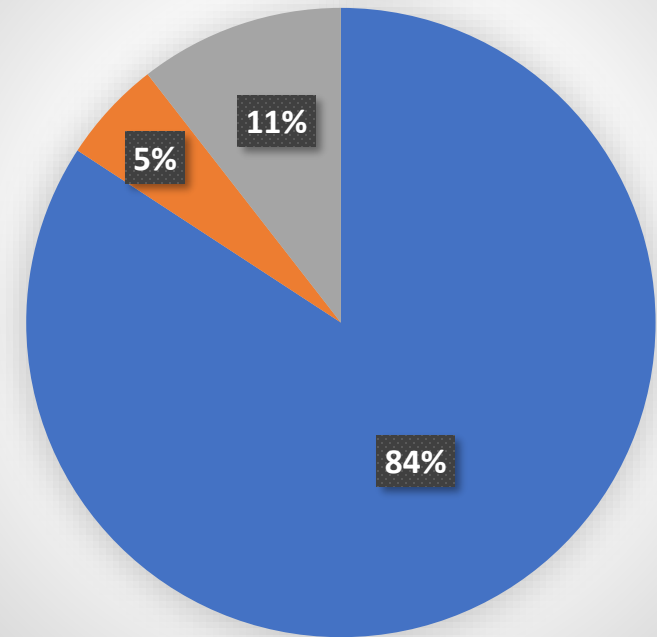
定着支援終了事由



■ A 定着 ■ B 離職 ■ C 病気等
■ D 所在不明 ■ E 委託期間終了



3ヶ月後の状況



■ 1 就業中 ■ 2 不明 ■ 3 転職

協力雇用主等の開拓・育成（令和5年度～）

※ 国の「地域再犯防止推進交付金」を活用して実施

＜対象者＞

協力雇用主への登録を希望する企業 及び 協力雇用主として登録済みの企業

＜支援内容＞

- ① 刑務所出所者等の雇用を促すことを目的とした研修会等の開催
⇒ 更生保護・就労支援制度の研修、刑務所の見学等
- ② 刑務所出所者等の雇用にあたっての助言・協力依頼（電話・訪問）
⇒ 雇用する際の心構え、理解促進、他の職員の指導方法の助言等

＜実績＞

令和5年度 研修会（2回）、電話・個別訪問（計232社）実施

(参考) 競争入札参加者資格認定における優遇措置

<対象者>

横浜保護観察所に協力雇用主登録を行っており、かつ、
審査基準日以前 2 年間に於いて、「保護観察対象者等」を 3 ヶ月
以上雇用した実績にある事業主

<加点内容>

- ・ 工事：「社会的責任」の項目で加点（2 点）
- ・ 一般委託・物品：「再犯の防止等への取組」の項目で加点（3 点）

<実績>

令和 6 年度 4 月 1 日時点 協力雇用主の認定は 6 者